

令和7年3月 第2回改訂版 茨城県那珂市

# 何が、いいんだろう?

特に目立った名所や特産品は、ないかもしれない。

まわりから見たら、魅力に感じるものは少ないかもしれない。

でも、ここにはいい時間が流れている。

のびのび暮らしをたのしむ人たちがいる。

そんなわたしたちの、ふだんのイキイキした顔や暮らしかたを、

もっと多くの人に知ってほしいと思いました。

田舎だと思います。でも、いい具合に田舎、いい那珂なんです。

ぜひ、一度、のぞいてみてください。

# いい那珂暮らし

# はじめに



社会情勢や人口構造の変化、デジタル化をはじめとする技術革新、激甚化する自然災害への対応、そして新型コロナウイルス感染症の拡大による人々の意識や生活様式の変化など、さまざまな要因によって本市を取り巻く情勢は大きく変化しています。

特に全国的な少子高齢化に伴い、我が国では人口減少が急速に進行している状況であり、本市においても、緩やかに人口が減少している傾向となっております。

このような社会情勢の変化に対応し、市民一人ひとりが幸せを感じ、未来への希望を持てるまちとしてさらに発展を続けるため、令和5年度には第2次那珂市総合計画後期基本計画を策定しました。この計画では、人口減少の抑制と地域活性化を目指し、ベッドタウンとしての特性を活かしながら、本市が持つ「住みよいまち」という強みを最大限に活用することを目指しています。

本市が将来にわたって持続可能なまちづくりを進めるためには、全ての市民が本市の魅力や可能性を共有し、誇りと愛着を持つことが不可欠です。その結果として生まれる活力がまちをより良くし、市の魅力が一層高まると確信しています。

そのためにも、今後も本市の魅力を積極的に発信し、市民の皆さんはもちろん、全国の多くの 方々にも、今以上に那珂市を「知ってもらう」、「好きになってもらう」、「来てもらう」、「住んで もらう」ための取組が必要となります。

今回の改訂では特に、職員一人ひとりがシティプロモーションの重要性を再認識し、SNSなどによる情報発信を通じて交流を促進し、市の魅力をさらに高めることが必要であることや、持続可能な開発目標(SDGs)に配慮しながら、シティプロモーションの推進が必要であることなども含めて「那珂市シティプロモーション指針」を改訂しました。

那珂市は、那珂川と久慈川に挟まれた那珂台地に広がり、豊かな風景が特徴です。ゆったりとした時間の流れの中で、お年寄りから子どもまで多くの笑顔があふれています。田畑では季節ごとにさまざまな実りが育まれ、四季折々の自然や歴史、文化、伝統工芸品、さらには世界最先端の技術開発を担う科学研究施設など、魅力に満ちあふれています。ぜひ「那珂市」のファンになっていただけることを願っています。

令和7年3月 那珂市長

先畸 光

# 目次

1 指針改訂の趣旨 ・・・・・・・・・・・・・2
(1)目的
(2)総合計画における位置付け
(3)那珂市の現状と課題
(4)計画の期間
2 プロモーションのコンセプト・・・・・・・・・5
(1)基本的な考え方
(2)目標指標
(3)キャッチコピー
3 シティプロモーションの展開 ・・・・・・・・8
(1)戦略の総括部門
(2)職員の取組体制
(3)個人、団体、事業者等と連携したプロモーション
(4)SNS 等情報ツールを活用した発信

# 1 指針改訂の趣旨

#### (1)目的

わが国では、2008年(平成 20 年)をピークに人口減少が進んでおり、本市の人口は2022年(令和4年) には約53,000人、将来人口については 2027年(令和9年)推計値で52,000人に減少すると見込まれています。今後は、人口減少のスピードが増していくことが予想されており、人口の減少は避けられないのが実情です。

このような状況の中、本市では国の指針を受けて策定した「那珂市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の計画期間が終了し、2025年度(令和7年度)を初年度とする「那珂市デジタル田園都市構想総合戦略」への改訂に合わせて、将来の人口ビジョンとともに人口減少の抑制や地域の活性化に向けた施策をまとめました。また、将来にわたって持続可能な地域を目指す計画「第2次那珂市総合計画後期基本計画」においても、誰もが住み続けたいと思えるまちづくりを推進する施策としてシティプロモーション(※1)の展開を掲げています。

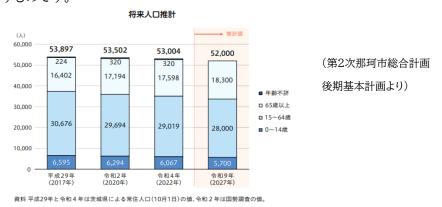
今後、地域社会の活力を維持、向上するためには、個人、団体、事業者等と力を合わせながら、那珂市に魅力を感じてもらえる人を増やし、その人たちと一緒にまちの魅力や価値を高め、さらなる共感につなげていく取組が必要です。

本市では、2019年(平成31年)4月、秘書広聴課内に「シティプロモーション推進室」を設置しました。市内外に対する情報発信をさらに強化し、人口還流<sup>(※2)</sup>に確実につなげていくために、那珂市シティプロモーション指針を改訂します。

#### (2)総合計画における位置付け

2023年(令和 5 年)3月に策定された第2次那珂市総合計画後期基本計画では、「シティプロモーションの展開」を定めています。交流人口<sup>(※3)</sup>を拡大し、将来の移住・定住へとつなげていくためのプロモーションを積極的に展開するとともに、市、市民及び「いい那珂暮らし応援団」<sup>(※4)</sup>が双方向に連携し、情報発信体制の強化を図ることを位置付けています。

本指針は、第2次那珂市総合計画後期基本計画に掲げたシティプロモーションの展開についての具体的な 方向性を示すものです。



<sup>(※1)</sup>シティプロモーション:定住人口確保や観光客増加、企業誘致等を目的として、地域のイメージを高め、知名度を向上させる活動の エア

<sup>(※2)</sup>人口還流:人口移動の現象。高度経済成長期の地方から大都市への人口流入とは逆の現象として、1960年代後半から、大都市圏から地方へ人口の還流がみられるようになった。還流のパターンとしては、U ターンのほか J ターンや I ターンがある

<sup>(※3)</sup>交流人口:那珂市を訪れて観光したり、滞在したりする人

<sup>(※4)</sup>いい那珂暮らし応援団:市の知名度向上と活力あるまちづくりを推進するため、市の魅力や好きなところをPRする組織

#### (3)那珂市の現状と課題

本市は、那珂川と久慈川に挟まれた台地に位置し、土地は概ね平坦で、自然災害も少なく、日常生活の利便性が良い等、人々が安全・安心に暮らせるという環境があります。このようなことから、市民アンケート集計結果では、「那珂市は住みやすいと思う」と感じている人の割合が、2023 年(令和 5 年)のアンケートで88%にのぼります。

地域資源では、日本のさくら名所100選<sup>(※5)</sup>に選ばれた静峰ふるさと公園、新日本歩く道紀行100選<sup>(※6)</sup>に選ばれた、うりづらロマン・ロードや額田地区の旧宿場歴史散策の道、常陸国風土記に記載がある織物の里、世界でも高い認知度を誇る醸造所、次世代エネルギー開発において欧州各国と世界レベルの共同実験を進めている那珂フュージョン科学技術研究所等、国内はもとより世界に誇れるものが数多くあります。しかし、これらまちの魅力や地域資源を市民と十分に共有できておらず、県外では本市の存在自体において認知度が低いという現状があります。

これらのことから、シティプロモーションを進める上では、市のイメージを確立させるためのブランディング (\*\*7)により本市の認知度を向上させること、そして、その手段としてターゲット (\*\*8) に応じた情報発信の方法 や、個人、団体や事業者等と一体となった推進体制の構築が課題となっています。

#### (4)計画の期間

本指針は、その目的を「那珂市デジタル田園都市構想総合戦略」が掲げる目標に資することとしていることから、本指針の期間としては2025 年度(令和7年度)から2030 年度(令和11年度)までとし、当計画の期間以降、見直しを行います。

なお、計画期間終了後は、内容の見直しを行い、継続してシティプロモーションの計画的な推進に取り組みます。

#### 那珂市の地域資源(一例)

#### 観光



静峰ふるさと公園(日本のさくら名所 100 選の八重桜)



ひまわり畑

<sup>(※5)</sup>日本のさくら名所100選:公益財団法人日本さくらの会が平成2年に選定

<sup>(※6)</sup>新日本歩く道紀行100選:新日本歩く道紀行100選選考委員会が平成27年に選定

<sup>(※7)</sup>ブランディング:共通のイメージを認識させること

<sup>(※8)</sup>ターゲット:対象者。シティプロモーションを進める上で、例えば民間企業の「営業」「販売」「促進」「売り込み」といった「能動的な活動の対象」を意図して使用



茨城県植物園 (R7 秋リニューアル予定)



地域のまつり



白鳥(古徳沼・一の関ため池親水公園)



那珂のひなまつり



日本百名月「那珂市曲がり屋から望む月」(月見の会)



「ガヤガヤ☆カミスガ」(JR 水郡線上菅谷駅前通り歩行者天国)

# 那珂市特産品ブランド認証品(一部抜粋)



那珂かぼちゃ



ほしいも





2024年(令和6年)10月現在25品目登録

(※写真左から)

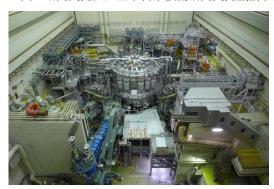
菊盛 山田錦 純米吟醸 しぼりたて 常陸野ネストビール ニッポニア しゅわしゅわ木内梅酒 木内梅酒

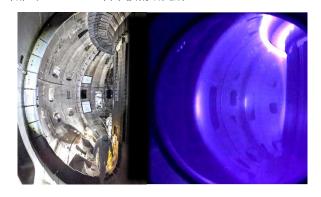
## 映像・フィルムコミッション(※9)

ロケ現場(那珂市曲がり屋、ひまわり畑、なか LuckyFM 公園、静峰ふるさと公園、茨城県植物園、県民の森、古徳沼等)

## 研究施設

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構(QST)那珂フュージョン科学技術研究所





世界最大のトカマク型超伝導プラズマ実験装置「JT-60SA」

※世界最高温度(前装置、JT-60)と世界最大プラズマ体積(現装置、JT-60SA)を達成し、ギネス世界記録に2回認定されました

# 2 プロモーションのコンセプト

- (1)基本的な考え方
- ①那珂市を愛し誇りを持ってもらう(シビックプライドの醸成) ⇒ ターゲットは「市内の人」

<sup>(※9)</sup>フィルムコミッション:映画等の撮影場所の誘致

シティプロモーションの目的を達成するためには、「那珂市を愛する市民」を増やしていくことが必要です。また、まちの魅力や歴史、地域資源を個人、団体や事業者等と共有しながら、市民一人ひとりのライフステージ<sup>(※10)</sup>に応じたきめ細やかな行政情報を提供し、住みやすいまちであることを実感してもらうことが大切です。このように、シビックプライドを醸成することで、まちをさらに良くするための活力が生まれ、まちの魅力そのものが高まります。こうした土台をしっかりと築くことが、定住人口の減少を抑制するために非常に重要です。

#### ②那珂市に興味をもってもらう ⇒ ターゲットは『市外の人』

本市に「縁<sup>(※11)</sup>」を持つ市外の人の中に、「那珂市に関心を持ち続ける人」を増やすこと、さらに、本市を知らない人に対し、存在や良さを知ってもらい、那珂市を様々な選択肢の一つとしてもらう機会を増やす必要もあります。那珂市に関わる人々が「那珂市のことをおすすめしたくなる」仕掛けを作り、まちの魅力を「伝えたい気持ち」を高め、「交流人口」等を増加させるためには、観光や特産品等の地域資源をブランド化し、発信することも必要になります。

本市の魅力をアピールし「那珂市」を記憶に留めてもらうことが、交流人口の増加には大切な要素です。

#### ③那珂市の魅力をアップする ⇒ ブランディングとマーケティング

他の地域との差別化を図るためにも、市を表現する明確なメッセージを打ち出し、それを那珂市の代名詞としてブランディングした展開が必要です。また、市外の人による「第三者の視点」での既存資源の見直しや拡充を図る等、新たな地域資源の創造に取り組むことも必要です。

まちづくりや地域活動等に若い子育て世帯への参加を促していくためにも、まず興味や関心を持ってもらい、気軽に楽しむことができる場所の提供などのインセンティブ(動機づけ)を示すことが大切です。忙しい日々を送る人々にも参加しやすいメニューを用意し、関心を高めていくことも重要です。また、来訪者が体験できる場や交流できる場を提供することで、地域とのつながりが生まれます。こうした交流活動が認められ広がることで、市民のシビックプライドが醸成されていきます。

さらに、市の独自性ある強みを生み出し、市内外のターゲットを年齢や性別を考慮し、それぞれのニーズに 合った情報を確実に発信(マーケティング)することが、人口還流につながります。



<sup>(※10)</sup>ライフステージ: 人の一生(ライフ)における幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期等、それぞれの段階(ステージ)

<sup>(※11)</sup>縁:生まれ育った縁、通学・通勤でできた縁、観光等で訪れたことでできた縁

#### (2)目標指標

シティプロモーションでは、市民には那珂市へのシビックプライドを持ってもらい、市外の人には那珂市を 記憶に留めてもらうことで、人口減少の抑制や交流人口の増加を目指すことから、次の数値を指標として掲 げます。

- ①住みやすいまちだと感じている人の割合・・・・・市民アンケート
- ②那珂市が魅力あるまちだと思っている人の割合・・・市民アンケート
- ③交流人口 · · · · · · · · · · · 観光客入込数、情報交流人口 (※12)

#### (3)キャッチコピー

那珂市への移住・定住の魅力や価値を表現するキャッチコピーを定めます。そして、そのイメージを直截的 (\*\*13)・効果的に伝えるため、ロゴマークの活用を進めて参ります。

那珂市の魅力の一つに、「住みよさ」があります。近隣には、通勤・通学先のほか大きな商業施設が所在しており、利便性の高い生活が営める一方で、平坦な土地に適度な自然環境と田畑が広がり、癒しとストック (資産)が確保され、実感できるまちでもあります。"ほどよい田舎暮らし"がある・・・このイメージを『いい那珂暮らし』のコピーに込めています。

【ロゴマーク】

# いい那珂暮らし



『いい那珂暮らし』のロゴに、赤い輪と笑顔を添えました。見る人の想像を誘い、温かい気持ちに包まれます。 吹き出しにことばを添えて、"那珂に暮らす人たちの思い"を伝えます。

<sup>(※12)</sup>情報交流人口:市が発行するメールマガジン、市公式SNSや市内外から市と双方向で情報交換を行う「いい那珂暮らし応援団」

<sup>(※13)</sup>直截的:物事を遠回しではなくはっきりと言う様子のこと

# 3 シティプロモーションの展開

#### (1)戦略の総括部門

市ではシティプロモーションを総合的にプロデュースする組織として、2019年(平成31年)4月に「シティプロモーション推進室」を設置しました。シティプロモーション推進室は、市のイメージの確立を図り交流人口の増加等を強力に目指します。

シティプロモーションの司令塔として庁内の情報を集約する等、適時の発信と活動をさらに強化します。

#### (2)職員の取組体制

各課室においては、「職員一人ひとりが PR パーソン」として、それぞれの事業を担っています。しかし、シティプロモーションの展開は一つの課室だけでは完結しない場合も多く、組織横断的に取り組む必要がある事案も存在します。そこで、シティプロモーション推進室が中心となり、関係課室の戦略に参画する体制を構築し、職員一人ひとりがシティプロモーションの重要性を理解し、業務を進めていくことが求められます。また、職員は一つひとつの対応や取組が、市民の「満足度」や「共感」を生み出すインナープロモーション(社内での認識向上や意識改革)につながっていることを理解しなければなりません。さらに、インターナルプロモーション(職員に対し、市の取組やその魅力の理解度向上を通じ、職員の地域への愛着形成やサービス提供力を高めていこうとする広報活動)は、職員自身がシティプロモーション活動に積極的に参加し、自らがその価値を広めるための重要な手段となります。この意識が高まることで、職員同士の連携が強化され、まちづくりへの一体感が生まれます。

「選ばれるまち」を目指す一員として、これまで以上に積極的に取り組んでいくことが求められます。このような意識を持つ職員の育成は、シティプロモーションを成功させるために欠かせない要素です。インターナルプロモーションの一環として、職員に対する定期的な研修や情報共有を行い、職員が自らの役割を実感できるよう支援していきます。

#### (3)個人、団体、事業者等と連携したプロモーション

他の地域との差別化を図り、本市の魅力を確実に伝えるためには、個人、団体、事業者等と行政が連携をし、それぞれの役割を果たしながら情報発信を行うことが重要です。また、行政情報やまちの魅力を発信する際には、「顧客のニーズ」に合わせて、見る側のニーズや用途に応じたホームページや SNS を活用した発信も重要になります。

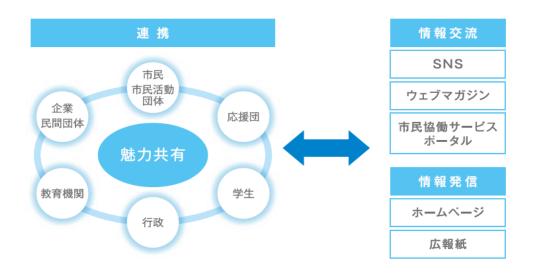
以上のことから、行政だけでなく、個人、団体、事業者等と連携したプロモーション活動をさらに充実させ、 市内外から那珂市を応援する人を増やす活動を推進します。また、「いい那珂宣伝部」等を活用し、情報や魅力の収集・発信に直接関わってもらうとともに、広報戦略の検討や事業の進行については、アウトソーシング (\*\*14)を積極的に活用し、充実した情報発信体制を構築します。

## (4)SNS(\*\*15)等情報ツールを活用した発信

市民や転入者が生活の利便性を確保できるように、また、市外の「顧客」が那珂市の多様な情報を容易に入手できるように、市ホームページを充実させるとともに、SNS等を活用して双方向の情報発信による情報交流を拡大し、本市の魅力をより広く発信をしていきます。

<sup>(※14)</sup>アウトソーシング:外部委託。「委託」という言葉より、より「企業的」な取組のイメージで使用

<sup>(※15)</sup>SNS:ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。インターネット上の交流を通して、友人・知人間はもとより、「友人の友人」といったっながりを通じて新たなネットワークを構築できるサービス。代表的なものでは、Facebook(フェイスブック)、X(エックス・旧ツイッター)、LINE(ライン)、YouTube(ユーチューブ)、Instagram(インスタグラム)がある



## (5)SDGs の取組とあわせた市の魅力発信

近年、世界的な注目を集めている、持続可能(サステナビリティ)な開発目標(SDGs)の推進をシティプロ モーションと組み合わせながら推進する等、持続可能なまちづくりと地域の魅力をさらに高める配信を行うこ とで、訪問者や定住者を増やすための取組を意識しながら、各背策を進めて参ります。

# SUSTAINABLE GALS



#### 資料編

- 1 那珂市の概要・・・・・・10
- 2 令和 5 年度市民アンケート・・・・14
- 3 改訂の経過・・・・・・15

# 1 那珂市の概要

# 【地 勢】

那珂市は、東京の北東約100km、茨城県の中央よりやや北寄りに位置し、南側は水戸市に、東側は 日立市・ひたちなか市・東海村に、北側は常陸太田市と常陸大宮市に、西側は城里町に隣接しており、 両一級河川の久慈川と那珂川が流れる沿岸には水田地帯が広がり、中央には那珂台地で形成され、 市の中心部は住居地帯になっています。

市内に常磐自動車道那珂インターがあり、また、南北に3本の国道及びJR水郡線が走っているため、 交通環境は良好であり、都心へのアクセスも容易です。

## 【東京都心からのアクセス】

電車:品川駅→東京駅→上野駅→JR常磐線水戸駅→JR水郡線上菅谷駅(約110分)

自動車:常磐自動車道 三郷 JCT→那珂 IC(約100km·約80分)

高速バス:バスタ新宿・東京駅→那珂インター・那珂市役所入口(約100分)



## 【人口等】(令和6年4月1日現在)

総人口 53,348人

世帯数 23,577 世帯

年少人口(割合) 5,945人(11.1%)

生産年齢人口(割合) 29,751人(55.8%)

高齢者人口(高齢化率) 17,652人(33.1%)

合計特殊出生率 1.33 ※総務省統計局「人口動態特殊報告」平成 30 年~令和 4 年

## 【面 積】

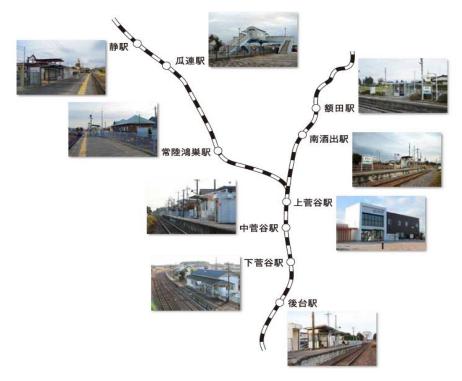
総面積 97.82㎞

可住地面積 82.34㎞

## 【公共交通】

鉄道:JR水郡線 市内に9駅が所在

後台駅·下菅谷駅·中菅谷駅·上菅谷駅·常陸鴻巣駅·瓜連駅·静駅·南酒出駅·額田駅



バス:茨城交通(5路線)

デマンド交通(\*\*16):ひまわりタクシー

乗り降りできるのは、登録された「利用者のかたの自宅」と、那珂市内の別途定められた乗降場所及び水戸市内では、「水戸京成百貨店」、「水戸駅北口(降車のみ)」、ひたちなか市内では、「勝田駅西口(降車のみ)」、「小松整形外科」、「はやかわクリニック」、「加瀬病院」、「小浜産科婦人科クリニック」となります。(令和7年4月1日現在)

<sup>(※16)</sup>デマンド交通:日常生活の移動手段に不便をきたしているかたのために、電話予約により、同じ方向に向かう他の利用者と乗り合いで、自宅や指定の場所から目的地まで送迎を行うサービスです

### 【学校】(令和6年5月1日現在)

小学校 9校(2,521人)

中学校 5校(1,259人)

※小中一貫教育を導入し、中学校区ごとに学園名を設定 して小学校・中学校の9年間を通した教育を実施

(ばら野学園・青遙学園・緑桜学園・わかすぎ学園・白鳥学園)

高等学校 2校

短期大学 1校



## 【子育て】(令和7年4月1日現在)

保育園・認定こども園(保育部分)・地域型保育事業所

(公立1 園: 私立11 園)

幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)

(公立1園 私立3園)

※参考 認定こども園(私立2園)

学童保育(公立9か所)(小学校ごとに1か所設置)

民間7か所

支援施設 地域子育て支援センター(3か所)

こども発達相談センター

教育支援センター



#### 【医療】(令和6年9月1日現在)

病院4か所 一般診療所24か所

歯科診療所 21 か所

#### 【安心】(令和6年4月1日現在)

※市内 68 自治会のうち

自主防災組織 67(結成率98.5%)

自警団 65(結成率95.6%)



#### 災害時の応援協定 (令和6年4月1日現在)

◆自治体間の相互応援協定

個別締結の7市村(秋田県横手市、埼玉県桶川市、神奈川県海老名市、茨城県桜川市・筑西市、 新潟県阿賀野市、青森県六ヶ所村)ほか、協議会等の加盟団体間における協定(87自治体)

◆民間団体との協定 44 件

内容: 救護、応急復旧工事、資機材・救援物資・飲料水・燃料等の供給、施設の利用、緊急輸送、 情報、通信等における協力・支援

## 【経 済】

市内総生産・・・・・・・1,546億円 ※令和3年度茨城県市町村民経済計算

市民所得……1,518億円(1人当たり2,851千円)

※令和3年度茨城県市町村民経済計算

産業構造・・・・・・・・・・・第1次1.1% 第2次 22.9% 第3次 75.4%

※令和3年度茨城県市町村民経済計算

商品販売額・・・・・・772億円 ※令和3年経済センサス 小売事業所売り場面積・・・61,806㎡ ※令和3年経済センサス

農業従事者数・・・・・・2,181人 ※令和2年茨城県農林業センサス

耕地面積······4,060ha ※令和4年面積調査

水稲収穫量······7,970t ※令和5年產作物統計調査

## 【財 政】

令和6年度一般会計当初予算額231億円

主な財政指標(令和5年度)

·実質赤字比率 -% ·連結実質赤字比率 -%

·実質公債費比率 4.2% ·将来負担比率 -%

·財政力指数 0.61 ·経常収支比率 93.1%

#### 【友好都市·国際親善姉妹都市】



友好都市 秋田県横手市



国際親善姉妹都市 アメリカ合衆国 テネシー州オークリッジ市



友好都市 台湾台南市

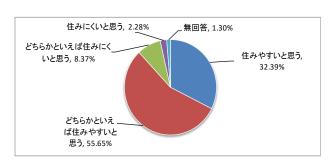
# 2 令和5年度市民アンケート(令和6年1~2月実施)

# (問)那珂市の住みよさについて

## 問2 市の住みよさについて

① 那珂市は住みやすいまちだと思いますか。

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
NO.	選択肢	回答数	構成比			
1	住みやすいと思う	298	32.39%			
2	どちらかといえば住みやすいと思う	512	55.65%			
3	どちらかといえば住みにくいと思う	77	8.37%			
4	住みにくいと思う	21	2.28%			
	無回答	12	1.30%			
合計		920	100.00%			



② 問2①で1・2(住みやすい・どちらかといえば住みやすい)と回答された方、その理由は。(3つまで回答)

NO.	選択肢	回答数	構成比	選択率
1	災害が少ない	520	28.06%	64.20%
2	他市町村にアクセスしやすい	490	26.44%	60.49%
3	治安がよい	151	8.15%	18.64%
	静かな環境である	343	18.51%	42.35%
5	病院や店舗もあり生活しやすい	343	18.51%	42.35%
6	その他	5	0.27%	0.62%
	無回答	1	0.05%	0.12%
合計		1,853	100.00%	

## (問)行政サービスのデジタル化について

## 問3 行政サービスのデジタル化について

① お持ちの情報通信機器を選んでください。(複数回答)

NO.	選択肢	回答数	構成比	選択率
1	パソコン	453	11.69%	49.24%
2	タブレット端末	189	4.88%	20.54%
3	スマートフォン	756	19.51%	82.17%
4	スマートフォン以外の携帯電話	67	1.73%	7.28%
5		39	1.01%	4.24%
6	テレビ	801	20.68%	87.07%
7	ラジオ	427	11.02%	46.41%
8	固定電話	578	14.92%	62.83%
9	防災行政無線戸別受信機	545	14.07%	59.24%
10	持っていない	10	0.26%	1.09%
	無回答	9	0.23%	0.98%
	合計	3,874	100.00%	

② お持ちの情報通信機器を利用して、行っているものを選んでください。(複数回答)

NO.	選択肢	回答数	構成比	選択率
1	インターネット閲覧	632	19.81%	68.70%
2	電子メール	459	14.38%	49.89%
3	LINE	642	20.12%	69.78%
4	インスタグラム	208	6.52%	22.61%
5	X(旧ツイッター)	166	5.20%	18.04%
6	フェイスブック	92	2.88%	10.00%
7	オンラインショッピング	372	11.66%	40.43%
8		143	4.48%	15.54%
9	動画配信サービス	306	9.59%	33.26%
10	その他	9	0.28%	0.98%
11	特に行っていない	152	4.76%	16.52%
	無回答	10	0.31%	1.09%
	合計	3,191	100.00%	

# 3 改訂の経過

# 【那珂市シティプロモーション指針第1回改訂の経過】

日付	事項
令和6年12月	令和6年度 第9回広報推進委員会
令和7年1月	令和6年度 第10回広報推進委員会
令和7年2月	令和6年度 第1回広報委員会
令和7年3月	部長会議

# 【広報委員会委員名簿】

役職	職名	氏名
会長	副市長	玉川 明
	企画部長	渡辺 荘一
	総務部長	玉川 一雄
	市民生活部長	平野 敦史
	保健福祉部長	生田目 奈若子
	産業部長	加藤 裕一
	建設部長	高塚 佳一
	上下水道部長	金野 公則
	教育部長	浅野 和好
	議会事務局長	会沢 義範
	消防長	堀江 正美
	·	•

# 【広報推進委員会委員名簿】

役職	所属	職名	氏名
委員長	秘書広聴課	シティプロモーション推進室長	会沢 正志
	企画部政策企画課	課長補佐(総括)	宇佐美 智也
	総務部総務課	課長補佐(総括)	川勾 貴弘
	市民生活部防災課	課長補佐(総括)	疋田 克彦
	保健福祉部社会福祉課	課長補佐(総括)	坂本 武志
	産業部農政課	課長補佐(総括)	浜名 哲士
	建設部都市計画課	課長補佐(総括)	黒川 耕二
	上下水道部下水道課	課長補佐(総括)	秋山 洋一
	教育部学校教育課	課長補佐(総括)	生田目 綾子
	議会事務局	次長補佐(総括)	三田寺 裕臣
	消防本部総務課	課長補佐	樫村 重樹

## 【那珂市情報発信規程】

那珂市広報発行規程(昭和55年那珂町訓令第3号)の全部を改正する。

#### (趣旨)

第1条 この規程は、市民及び市外の人に対し、市政及び行政情報を広く周知し、理解を深めるために必要な情報の編集、発行及び配信等について定めるものとする。

(情報の発信媒体の種類及び発行、配信の方法)

- 第2条 情報発信媒体の種類及び発行並びに配信の方法は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 広報なかの発行
  - (2) 市民便利帳(以下「便利帳」という。) の発行
  - (3) 市ホームページ(以下「ホームページ」という。)の作成等によるインターネットの活用
  - (4) 情報メール一斉配信サービス(以下「メールマガジン」という。)による情報配信
  - (5) ソーシャルネットワーキングサービス(以下「SNS」という。)による情報配信
  - (6) 報道機関に対する情報提供
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法

#### (広報委員会)

- 第3条 情報の発行及び配信について、次に掲げる事項を審議するため広報委員会を置く。
  - (1) 広報なか掲載記事の年間計画
  - (2) シティプロモーション等の情報戦略
  - (3) シティプロモーションの進行管理
  - (4) その他情報の発行及び配信についての重要事項
- 2 広報委員会は、次に掲げる職員をもって構成する。
- (1) 副市長
- (2) 企画部長
- (3) 総務部長
- (4) 市民生活部長
- (5) 保健福祉部長
- (6) 産業部長
- (7) 建設部長
- (8) 上下水道部長
- (9) 教育部長
- (10) 議会事務局長
- (11) 消防長
- 3 広報委員会に委員長を置き、副市長をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、企画部長がその職務を代理する。
- 6 広報委員会は、委員長が必要と認めるとき招集する。

#### (広報推進委員会)

第4条 情報の発行及び配信の編集等を行うため、広報推進委員会(以下「推進委員会」という。)を置く。

- 2 推進委員会は、次に掲げる職員をもって構成する。
- (1) 企画部秘書広聴課シティプロモーション推進室長
- (2) 幹事課の課長補佐(総括)
- (3) 議会事務局次長補佐
- (4) 消防本部総務課課長補佐
- 3 推進委員会に委員長を置き、企画部秘書広聴課シティプロモーション推進室長をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。
- 6 推進委員会は、委員長が必要と認めるとき招集する。
- 7 推進委員会は、次に掲げる事項を行う。
- (1) 各課等の広報事項の提案
- (2) 広報資料の収集及び提供
- (3) 広報なかの編集
- (4) 広報なか掲載記事年間計画の検討
- (5) ホームページ、メールマガジン、SNS等に掲載する情報に関する事項
- (6) シティプロモーションに関する事項
- (7) その他情報の発行及び配信に関する事項

(庶務)

第5条 広報委員会及び推進委員会の会議に関する庶務は、企画部秘書広聴課シティプロモーション推進室 (以下「シティプロモーション推進室」という。) において処理する。

(広報なかの発行及び編集)

第6条 広報なかの発行日は、毎月11日及び25日とする。ただし、発行日が休日に当たる場合は、次の平日とする。

- 2 広報なかの編集は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 市政を分かりやすく解説するように編集すること。
  - (2) 魅力ある広報紙であるように創意工夫に努めること。
  - (3) 市からの重要なお知らせ、話題等幅広い情報を掲載すること。
  - (4) 内容を厳選し、簡潔な紙面とすること。
  - (5) 適切な時期(発行日から3週以降)の情報を掲載すること。
  - (6) 公共性及び公益性のある情報を掲載すること。

(広報なかの配布)

第7条 広報なかの配布は、自治会を通じて行うほか、市内公共施設、コンビニエンスストア等において配布 するものとする。

(便利帳の編集及び発行)

第8条 便利帳の編集及び発行は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市民の暮らしに役立つ情報として、市役所の窓口、各種手続き等の行政情報又は観光、歴史等の地域

情報を掲載すること。

(2) 発行事業者の選定については、那珂市民便利帳恊働発行事業者選定審査委員会設置要綱(平成20年 那珂市訓令第5号)の規定に基づき行うものとする。

(ホームページ作成、更新及び配信)

- 第9条 ホームページの作成、更新及び配信は、次に掲げるとおりとする。
- (1) ホームページの管理は、企画部秘書広聴課長(以下「秘書広聴課長」という。)が統括し、作成、更 新及び配信については、各課室長、施設長(以下「課室長等」という。)が行うものとする。
- (2) 課室長等は、ホームページに掲載した市政情報を正確かつ最新の状態に保たなければならない。
- (3) 課室長等は、広報なかに掲載した市政情報をホームページに掲載するものとする。

(メールマガジンの作成及び配信)

第10条 メールマガジンの作成及び配信は、那珂市情報メール一斉配信サービス運用要項(平成28年那珂 市訓令第20号)により行うものとする。

(報道機関に対する情報提供)

- 第11条 報道機関に対する情報提供は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 記者会見又は県政記者クラブを通して行う。
- (2) 情報機関に対する情報提供については、シティプロモーション推進室でとりまとめて行う。ただし、 緊急を要する情報については、各課室で行うものとする。

(情報の発行及び配信)

第12条 那珂市事務決裁規程(平成16年那珂町訓令第14号)第5条に規定するもの以外の情報の発行及 び配信については、課室長等が秘書広聴課長と協議の上行うものとする。ただし、軽易なものについては、協 議をせずに行うことができる。

(協働の紙面づくり及び情報発信)

第13条 市民参加により、広く市民より親しまれる紙面づくり及び情報発信をするため、情報収集、発行及 び配信について、いい那珂暮らし応援団設置要綱(平成28年那珂市告示第134号)に規定するいい那珂暮 らし応援団に協力を求める。

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか、情報の発行及び配信について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年訓令第7号)

この規程は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則(令和2年訓令第24号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

# 那珂市シティプロモーション指針

令和7年3月第2回改訂版

発 行 茨城県那珂市

編 集 企画部 秘書広聴課 シティプロモーション推進室

〒 311-0192 茨城県那珂市福田1819番地5

TEL:029-298-1111/FAX:029-298-1357